

介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託に係る経過措置期間の延長等に係る措置内容について

1 経過措置期間延長の趣旨

- 本年4月に施行された介護保険制度改正においては、ケアマネジメントの質の向上の観点から、予防給付と介護給付に係るケアマネジメント機関についてその役割を分担することとともに、指定居宅介護支援事業所への介護予防支援業務の委託件数の上限を設けたところであり、この新たな制度の円滑な施行を図る観点から、平成18年9月30日までの間、平成18年3月31日までに指定を受けた指定居宅介護支援事業者（以下「既存事業者」という。）に対する介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置が講じられたところ。
- しかしながら、地域包括支援センターの担当職員が新制度に習熟していないことに加え、年度途中における職員の採用や予算措置等が困難な面があることや、各自治体における地域包括支援センターの体制整備の実情等を踏まえ、本年6月28日の社会保障審議会介護給付費分科会において、当該経過措置期間を平成19年3月31日まで6ヶ月間延長するとともに、離島等のへき地（特別地域加算の対象となる地域をいう。以下同じ。）に対する特例措置を講ずるべきとの方針が決定されたところ。この決定を踏まえ、次の2に掲げる内容について、省令・告示上の措置が講じられた。
- なお、当該延長された期間内に、地域包括支援センターの人員確保等の計画的な体制整備を図ることができるよう対応をお願いしているところであるので、引き続き、来年3月末に向けた着実な対応をお願いしたい。

2 具体的な措置内容

(1) 既存事業者に対する経過措置期間の延長

- ① 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業者に委託する際の件数は、介護支援専門員1人当たり8件を上限とする規定について、既存事業者については平成18年9月30日までの間適用しないとする経過措置につき、当該経過措置の期間を平成19年3月31日までの6ヶ月間延長した。

(改正省令)

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号）附則第8条
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）附則第2項

- ② 指定居宅介護支援事業所の介護報酬の取扱件数の算定に当たっては、既存事業者については平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間、介護予防支援業務に係る受託を受けた場合の件数及び経過的要介護者に係る指定居宅介護支援の件数を含まないこととされていた経過措置につき、当該経過措置の期間を平成19年3月31日までの6ヶ月間延長した。

(改正通知)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老

企第36号) 第三7 (1) 及び (2)

(2) 離島等のへき地に対する特例措置について

- ① 介護予防支援事業者が介護予防支援業務を居宅介護支援事業者に委託する際の件数は、介護支援専門員1人当たり8件を上限とする規定について、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る介護予防支援の委託の場合については、適用しないこととした。

(改正省令)

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第38号) 第13条第25号
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条第5号

(新規告示)

- 厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準(平成18年厚生労働省告示第484号)
※関連条文参照

- ② 指定居宅介護支援事業所の介護報酬の取扱件数の算定に当たっては、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援業務の受託を受けた場合の件数を含まないこととした。

(改正告示)

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第20号) 別表注1 (1)

(改正通知)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪

問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)第三10(3)⑨

関連条文・通知

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号） （抄）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第13条 指定居宅介護支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～二十四 （略）

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十一第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数を、委託を受ける件数（指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者から、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の業務の委託を受ける件数を除く。）の上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号）（抄）

附則第8条 平成十七年改正法附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が事業を行う指定居宅介護支援の事業を行う事業所については、指定居宅介護支援等新基準第十三条第二十五号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける利用者の数の上限については適用しない。

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）（抄）

（指定介護予防支援の業務の委託）

第12条 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四 （略）

五 一の指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数は、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数以下であること。ただし、指定介護予防支援事業者が、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の一部を委託する場合にあっては、この限りではない。

附則

1 （略）

2 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が指定居宅介護支援の事業を行う

事業所であって、法第百十五条の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合にあっては、平成十九年三月三十一日までの間は、第十二条第五号の規定は適用しない。

○ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)
(抄)

別表

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

イ 居宅介護支援費(1月につき)

(1) 居宅介護支援費(I)	
(-) 要介護1又は要介護2	1,000単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	1,300単位
(2) 居宅介護支援費(II)	
(-) 要介護1又は要介護2	600単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	780単位
(3) 居宅介護支援費(III)	
(-) 要介護1又は要介護2	400単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	520単位
(4) 経過的要介護居宅介護支援費	850単位

注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項に基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受けて行う指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の提供を受ける利用者数(基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第8号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未

満である場合

- (2) 居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上60未満である場合
- (3) 居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が60以上である場合

○ 厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準（平成18年厚生労働省告示第484号）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第二十五号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第十二条第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の地域が次に掲げる地域に該当することとする。

厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）に定める地域に該当する地域

○ 厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）の規定に基づき、厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

- 厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第54号）

厚生大臣が定める地域（平成十二年二月厚生省告示第二十四号）第六号の規定に基づき、厚生大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年二月厚生省告示第五十三号）に定める地域

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）（抄）

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

1・2 （略）

3 運営に関する基準

(1)～(6) （略）

(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

①～② （略）

③ 指定介護予防支援業務の受託上限（第25号）

指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けることができるが、当該委託を受けることができる利用者（基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域（厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）に定める地域と同じ。）に住所を有する利用者を除く。）の数は、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人につき8人を限度とする。この場合、事業所全体でこの上限を下回っていれば、適切な範囲で、介護支援専門員同士で役割分担を行うことは差し支えない。なお、指定居宅介護支援事業者は、その業務量等を勘案し、当該上限の範囲内であっても指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(8)～(19) （略）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）（抄）

第三 居宅介護支援費に関する事項

1 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等

死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第14条第1項に規定する文書（給付管理票）を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者につ

いて、居宅介護支援費を算定する。

2～6 (略)

7 基本単位の取扱いについて

(1) 平成18年4月から平成19年3月末までの取扱い

① (略)

② 平成18年4月以降指定を受けた事業者

基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいい、経過的要介護者を含む。)の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者(指定居宅介護支援等基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者を除く。)の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用する。適用する区分のそれぞれの単位数を利用者数(指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数及び経過的要介護者の員数を除く。)に乗じて得た単位を算定する。

また、経過的要介護者については、経過的要介護者の員数に月額単位数を乗じて算定する。

(2) 平成19年4月からの取扱い

基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいい、経過的要介護者を含む。)の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者(指定居宅介護支援等基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者を除く。)の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用する。適用する区分のそれぞれの単位数を利用者数(指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数及び経過的要介護者の員数を除く。)に乗じて得た単位を算定する。

また、経過的要介護者については、経過的要介護者の員数に月額単位数を乗じて算定する。

8・9 (略)

10 特定事業所加算の取扱いについて

(1)・(2) (略)

(3) 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

第25号告示第19号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによること。

①～⑧ (略)

⑨ 又関係

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専

専門員1名当たり35名以下であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでないよう配慮しなければならないこと。

また、指定居宅介護支援等基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者に対する指定介護予防支援の委託を受けた場合については、「介護予防支援に係る業務の委託を受けていないこと」との要件の対象外として取り扱うことが可能であること。

なお、上の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、業務の支障がない範囲内で、例外的に又の介護支援専門員1人当たり利用者数が35名以内である要件の枠外として取り扱うことが可能であること。

⑩ (略)

(4) (略)

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号、老老発第0331016号）（抄）

第2 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(6) (略)

(7) 介護予防支援業務の委託について

法第115条の2第3項により、指定介護予防支援事業者は、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務の一部を委託できるとされており、基準第12条は、当該委託を行う場合について規定したものであり、次の点に留意する必要がある。

①～③ (略)

④ 一の指定居宅介護支援事業者に委託できる件数は、当該指定居宅介護支援事業所について、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人当たり8件以内である必要がある。ただし、平成18年4月1日以前に既に居宅介護支援事業者の指定を受けている事業者に委託する場合には、平成19年3月31日までの期間については、この限りでないこととされている。また、基準第12条第5号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する地域（厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）に定める地域と同じ。）に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の委託については、委託できる件数の上限には含めないこととされている。

なお、委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者である。指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス

計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うことが必要である。

また、指定介護予防支援事業者は、委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければならない。